

\ 2023年10月より /

「ステマ規制」ついに始まります！

2023年3月28日、景品表示法が規制する不当表示に「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」いわゆる「ステマ」が追加され、2023年10月より規制すると告示されました。



ステマ(ステルスマーケティング)とは？

SNSやレビューサイト等で、広告主が関与した投稿であることを消費者に隠した状態、または、判断しづらい状態で作られる広告・宣伝

規制のポイント

・SNSやレビューの投稿が投稿者の自由意志によるものか？

・表示の内容に事業者が関与したか？



違反となる事例

商品の販売促進が必要とされる従業員（例えば販売や開発に関わる従業員）による投稿が、あたかも第三者が行っているように誤認されるもの。

事業者が第三者に依頼し、競合他社の商品を貶める投稿や、自社品と比較して低い評価を付けさせる投稿をさせる行為。



違反とならない事例

第三者が自らの自由意志で事業者の宣伝・広告を行った投稿。

事業者が不特定の第三者に対して試供品等の配布を行い、第三者が自主的な意思に基づく内容として表示を行ったもの。

詳しくはコチラ▶

一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示の運用基準



違反にならない為には

事業者が関与した投稿は、第三者の投稿であっても広告・宣伝です。「広告」「宣伝」「PR」などを明瞭に表示するよう都度指示したり、第三者へ広告・宣伝を依頼した際の表示ルールを定めた規約を作成配布することが必要です。

上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせください。

品質支援事業本部

東京 03-6863-8730
大阪 06-6577-0209
<https://www.boken.or.jp/support/>



Instagram やってます!!

BOKEN_HINSHITSUSHIEN